

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正	文化振興・世界遺産課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新	”
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
○長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正	監 理 課
・使用料徴収事務の委託（7件）	港 湾 課
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・県営土地改良事業変更計画の決定	農 村 整 備 課
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 監査委員公表	
・住民監査請求に関する監査結果	監 査 事 務 局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第530号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する特定役務の種類
電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件
- (1) ISO27001又はプライバシーマーク制度（JIS Q15001）の有効な認証を受けていること。
 - (2) 長崎県又は他の地方公共団体と平成24年度以降に締結した契約において、別途配布する委託業務仕様書別紙1「システム一覧」に記載のシステムまたは同種システムであって、1件あたりの契約金額が100万円以上の開発又は維持管理契約の履行実績が5件以上あること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 技術職員体制
 - カ 同種システムの開発又は維持管理の履行実績
 - キ 3で示す資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和4年9月12日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - イ 個人にあつては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書（※）
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（※）
 - オ 同種システムの開発または維持管理の履行実績を証明する書類（契約書の写し及び発注者の履行証明書（別紙5）等）
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 入札参加に係る指名停止に関する誓約書（様式第4号）
 - ケ 技術職員体制に係る誓約書（様式第5号）
 - コ 3(1)の資格を証明する書類（認証の写し等）※ ウ及びエについては、新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている

場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については○月○日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○他の都道府県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」で、過年度分の滞納がないもの。

○国税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」

※アからエまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※「情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）」に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書、申請書の目次に記載する誓約書及び営業概要書の③及びそれを証する書類、技術職員体制に係る誓約書、並びに、3の資格を証明する書類を提出すること。申請書の目次に記載するその他の書類については同告示による「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2235

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

7 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第531号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係						別表（第2条関係） 文化振興・世界遺産課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～5 略						1～5 略					
6	長崎県文化芸術活動プラットフォームアップ事業補助金	文化芸術の水準向上を図るとともに、地域主体の持続的な文化芸術活動推進体制の基盤を整備する。	地域資源を活用した文化芸術事業に要する経費	2分の1以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。	市町、市町の公の施設の管理・運営を行う民間事業者等の指定管理者						
観光振興課関係						観光振興課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～5 略						1～5 略					
6	「みんなで磨く！観光まちづくり推進事業補助金	県民自らが地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きをかけながら賑わいの創出につながるための観光まちづくりに関する事業を支援することにより、その地を訪れた観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる観光地を創出し、将来的に移住・定住人	一定の地域における住民や民間事業者を含めた観光関係事業者など多様な関係者自らが、地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きをかけながら賑わいの創出につながるための観光まちづくりに関する事業であり、かつ、次に掲げる事業 (1) 観光資源の開発・磨き上げや観光関連施設の整備・充実など観光コンテンツの創出にかかる事業	2分の1以内	市町、市町が主体となる実行委員会等、民間非営利団体のうち知事が別に定めるもの						

		口の拡大にもつなげる。	(2) 交通アクセス等の改善や外国人観光客の受入体制整備など地域の受入環境整備にかかる事業 (3) 観光事業者の人材育成、観光団体の強化・職員の育成や観光を支える人材の育成など観光振興の人材育成にかかる事業 (4) その他、県が特に必要と認める事業		
7	宿泊施設の緊急環境整備支援事業費補助金	省エネや省力化に寄与する設備投資等を支援することにより、原油・物価高騰の影響を受けている宿泊事業者の経営改善を図る。	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 省エネ設備の導入等に要する経費 (2) 省エネ・省力化につながるシステムの導入に要する経費	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	県内宿泊事業者

スポーツ振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					
5	ながぶらディックウォーク事業費補助金	ノルディックウォーキングイベントや教室を開催することで、ノルディックウォーキングを県内に普及し、県民のスポーツ実施率を向上させることを目的とする。	ノルディックウォーキングのイベントや教室の開催に必要と認める経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人健康長寿日本一ながさき研究所

スポーツ振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

長崎県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
トキツ調剤薬局	西彼杵郡時津町浦郷277-16	令和4年8月1日
薬局マツモトキヨシ浜の町店	長崎市浜町4-9	令和4年8月1日

長崎県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
梶村薬局	長崎市岩川町2-10	令和4年4月1日
よしむら調剤薬局	佐世保市瀬戸越町1291	令和4年8月1日
ひとみ薬局	長崎市浜町7-15	令和4年8月1日
東長崎調剤薬局	長崎市矢上町48-1	令和4年8月1日
なまず薬局	諫早市多良見町化屋944-4	令和4年8月1日
いちご調剤薬局	雲仙市国見町土黒甲67-1	令和4年8月1日
マロ調剤薬局	長崎市城栄町16-16	令和4年8月1日
あじさい薬局	東彼杵郡波佐見町長野郷511	令和4年8月1日

長崎県告示第534号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 水産経営課関係						別表（第2条関係） 水産経営課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～14 略						1～14 略					

15	出漁負担軽減対策事業費補助金	漁業者の船底清掃に要する費用を支援し、燃油使用料の削減を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 所属組合員が実施する船底清掃に要する費用 (2) 当該事業に係る事務経費	(1) 各所属組合員の船底清掃に要する費用を合計した額とし、組合員1者当たりの上限額を30,000円とする。 (2) 船底清掃を実施する所属組合員1者当たり1,000円	漁業協同組合
16	漁協経費負担軽減対策事業費補助金	漁協施設等の更新に要する費用を支援し、節電効果等によるランニングコストの低減及び機器性能向上による漁獲物付加価値向上に資する。	既存施設の更新により、維持費の削減や省エネなどが図られ、漁協経費の削減に資する施設の整備に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助額上限： 2,500,000円	漁業協同組合

長崎県告示第535号

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前				
別表（第2条関係）		別表（第2条関係） 監理課関係				
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	長崎県建設企業アジア展開支援事業	県内建設企業等によるアジアへの事業展開を	県内の建設企業が、アジア地域の建設市場開拓のために	2分の1以内	県内に本社を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の	

業補助金	支 援 す る。	行 っ、事業 化可能性調 査、ODA関 連事業等の 政府系公的 支援事業へ の応募申請 のための企 画・計画書 作成、雇用 外国人材の スキルアッ プのための 人材育成等 を行うため に要する経 費	規定に基づ く建設業の 許可を有す る工事業者 又は県内に 本社を有し 、工事並び に工事に関 する調査、 設計及び測 量業務の契 約に係る一 般競争入札 及び指名競 争入札に参 加しようとする 者に必要な 資格等（昭 和53年長崎 県告示第97 5号）に定 める入札参 加資格を有 する調査、 設計、測量 等の業者
------	-------------	---	---

建設企画課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者
1	建設技術者雇用促進事業補助金	建設業における人材の確保及び育成を図る。	建設事業主が人材育成を行うための建設技術者育成研修への派遣等に要する経費	111,680円（補助対象労働者1人当たり）	雇用する労働者を建設技術者育成研修に派遣し、人材育成を行う建設企業

住宅課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者
1～3 略					
4	長崎県親子でスマイル住宅支援事業補助金	安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成の促進を図る。	多子世帯及び新たに職住近接又は育住近接をしようとする者が行う住宅の改修工事又は中古住宅取得に必要な経費を市町が補助する場合の当該経費	略	

住宅課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補 助 対象者
1～3 略					
4	長崎県子育て応援住宅支援事業補助金	安心して子どもを産み育てることができる住まい及び居住環境の形成の促進を図る。	多子世帯及び新たに3世代で同居又は近居をしようとする者が行う住宅の改修工事又は中古住宅取得に必要な経費を市町が補助する場合の当該経費	略	

5～8 略					5～8 略				
9	空き家の変 「長崎よか にゃんHOUSE」 整備推進事業 補助金	子育てし やすい住環境な ど県民のニーズに 合った既存住宅供 給の促進を図る。	既存施設を 子育て世帯 等向けの賃 貸住宅とし て改修する 工事に要す る経費	別に定 める基 準によ り算出 する額	宅地建物取引 業法（昭和27 年法律第176 号）第3条の 規定に基づく 宅地建物取引 業の許可を有 する県が選定 した事業者				

長崎県告示第536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町16番12号
氏名 九州商船株式会社 代表取締役社長 美根 晴幸
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第537号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市元船町17番3号
氏名 野母商船株式会社 代表取締役社長 村木 昭一郎
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第538号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港係留施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月31日

- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県長崎市茂木町2148番地1
氏名 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、栈橋（浮栈橋を含む。）及び物揚場の項中漁船に係る係船料の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第539号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎港航送船施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎県五島市東浜町1丁目16番5号
氏名 五島汽船協業組合 代表理事 村田 久之
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表3航送船施設の項中車両通過料の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第540号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり茂木港港湾施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月31日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 熊本県天草郡苓北町富岡2711番地47
氏名 苓北観光汽船株式会社 代表取締役 枡野 重幸
- 3 委託事務
長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表1岸壁、栈橋（浮栈橋を含む。）及び物揚場の項中車両通過料（2輪車のみ）の徴収事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎県県営常盤駐車場に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
住所 長崎市興善町2番24号

氏名 株式会社 ふよう長崎 代表取締役 田口 克己

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中県営常盤駐車場使用料の徴収・収納事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

長崎県告示第542号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり島原港臨港交通施設に係る使用料徴収事務を委託した。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和4年3月31日

2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎県長崎市城栄町5番3号

氏名 株式会社 長南 代表取締役 本松 寿子

3 委託事務

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）別表第1その1の表14臨港交通施設の項中島原港駐車場使用料の徴収事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

長崎県告示第543号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

4入札第73号	教師用タブレット端末（長崎・西海・五島地区）	130台
4入札第74号	教師用タブレット端末（県北・壱岐・対馬地区）	186台
4入札第75号	教師用タブレット端末（島原地区）	45台
4入札第76号	教師用タブレット端末（県央地区）	207台

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年8月23日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありせん。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない

- い。
- 6 3の(2)、3の(3)のからこまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 業務名
電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託
- (2) 業務の仕様等
電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間
令和4年10月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 履行場所
長崎県総務部スマート県庁推進課
- (5) 入札の方法
- ア 前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。
- 2 入札参加資格
- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) 電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託に関する令和4年8月9日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第530号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課
（電話）095-895-2235
（提出期限）令和4年9月12日17時00分
- 4 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課
（電話）095-895-2235
- 6 契約条項を示す場所
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和4年9月12日までの間（県の休日を除く。）
（場所）5の部局等とする。
※郵送による入札説明書の交付を希望する場合
5の部局へ令和4年9月5日17時00分までを必着とし、入札説明書交付申請書（任意様式）と返信用封筒を同封した書留郵便により交付を求めること。また、返信用封筒は表に申請者の所在地、商号又は名称、代表者（職）氏名等名を記載したA4用封筒又はレターパックとし、交付は着払い（郵送に係る費用は、交付希望者負担）により行う。なお、5の部局が受け取った日の翌日から1日（県の休日を除く）を経過しても入札説明書が届かない場合は、5の部局に確認すること。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 開札の日時及び場所
（日時）令和4年9月21日10時30分
（場所）長崎県庁行政棟1階入札室
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
（郵送による場合の入札書の受領期限）令和4年9月20日17時00分（必着）
（提出先）長崎県総務部スマート県庁推進課
（その他）郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便等受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。
郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。
郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札書を郵送によって提出しない場合であって、入札者が代理人である場合は、委任状（様式第10号）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。また、郵送以外による入札の場合で、かつ、入札者（代理人を含む）の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者

があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature of the services to be procured
Operation, maintenance, and maintenance management of common information systems
- (2) Contract fulfillment period
October 1, 2022 through September 30, 2025
- (3) Contract fulfillment place
As shown in the tender documentation
- (4) Time limit for the submission of tender
5:00 p.m. September 20, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders
10:30 a.m. September 21, 2022
- (6) For further information, please contact
Smart Prefecture Development Division,
General Affairs Department,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2235

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画
長崎県長崎市尾上町1番1号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
九州旅客鉄道株式会社
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
- (3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
令和4年5月26日 外

2 届出年月日

令和4年7月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、飯盛南部後田地区県営土地改良事業計画（農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
飯盛南部後田地区県営土地改良事業計画変更書（農業用排水施設工）

2 縦覧期間

令和4年8月9日から令和4年8月29日まで

3 縦覧場所

平日：諫早市役所農林水産部農地保全課

土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市昭和3丁目	令和4年8月8日から 令和4年12月27日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県の一部	令和4年8月8日から 令和4年12月28日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

① 4 入札第73号	教師用タブレット端末（長崎・西海・五島地区）	130台
② 4 入札第74号	教師用タブレット端末（県北・壱岐・対馬地区）	186台
③ 4 入札第75号	教師用タブレット端末（島原地区）	45台
④ 4 入札第76号	教師用タブレット端末（県央地区）	207台

(2) 購入物品の特質等
仕様書による。

(3) 納入期限

令和5年3月20日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

- (提出期限) 令和4年8月23日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881
 - 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
 - 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
 - 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和4年9月21日 17時00分
 - 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
 - 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和4年9月22日10時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和4年9月21日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
 - 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
 - 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
 - (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (15) 代理人が入札したとき。
 - (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (18) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
 - (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Faculty staff tablet terminal (Nagasaki・Saikai・Goto area), 130 units
 - ② Faculty staff tablet terminal (Kenhoku・Iki・Tsushima area), 186 units
 - ③ Faculty staff tablet terminal (Shimabara area), 45 units
 - ④ Faculty staff tablet terminal (Kenou area), 207 units
 - (2) Delivery period:
March 20, 2023
 - (3) Delivery place:
 - ① Prefectural special needs schools in Nagasaki・Saikai・Goto area
 - ② Prefectural special needs schools in Kenhoku・Iki・Tsushima area
 - ③ Prefectural special needs schools in Shimabara area
 - ④ Prefectural special needs schools in Kenou area
 - (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. September 21, 2022
 - (5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. September 22, 2022

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求された住民監査請求（令和4年6月2日受理）について監査を行ったので、同条第5項の規定により、その結果を公表する。

令和4年8月9日

長崎県監査委員	下田	芳之
	同	砺山 和仁
	同	前田 哲也
	同	中村 泰輔

住民監査請求に関する監査結果

(I R 関係業務委託契約に係る措置請求)

第1 請求の内容

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 今井 一成 ほか7名
- (2) 提出年月日 令和4年6月2日

2 請求の要旨

請求人の請求要旨は、以下のとおりと解される。

(1) 対象となる財務会計行為

- ① 九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画（以下「長崎 I R 計画」という。）認定申請後の審査対応及びモニタリング調査の実施を目的とした、コンサルタント事業者との業務委託契約の締結
- ② 業務委託契約をすでに締結済みの場合は、コンサルタント事業者に対する業務委託費の支弁（公金の支出）

(2) 対象となる財務会計行為の違法性及び不当性

上記(1)①と②は、いずれも長崎 I R 計画認定申請後の審査対応等を目的とするものである。令和3年9月30日付「特定複合観光施設区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項」（国土交通省観光庁。以下「基本的事項」という。）によれば、認定審査過程において審査委員会から誤りを指摘される可能性が示唆されているうえ、プレゼンテーションが予定されている。そのため、業務委託契約の内容は、誤りの指摘への対応やプレゼンテーションに関する助言指導等を内容とするものと思われる。

もっとも、認定申請された計画の審査は2段階のものが予定されており、第1段階において「要求基準※1」に適合しない場合は認定が行われることはない。そして、計画の差替えや訂正は認められないことが基本的事項に明記されているため、審査委員会から誤りを指摘されても現実には訂正は不可能である。また、プレゼンテーションも「要求基準」の適合性に関するものではなく、第2段階目（評価基準※2）の審査のためのものであるから、プレゼンテーションの成否で「要求基準」適合性が左右されることはない。

よって、そもそも長崎 I R 計画が要求基準に適合していない場合、プレゼンテーションの成否にかかわらず、認定という効果が上がる余地はない。そのため、業務委託契約に基づく業務委託費を支弁したところで事業目的（長崎 I R 計画の認定）を達成することはできないのであるから、その支弁は必要なものとはいえず不当なものであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び第232条第1項、並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項に違反し違法である。

長崎 I R 計画には複数の問題点があるものの、本件措置請求においては、要求基準4（資金調達の確実性）に関するもののみを取り上げる。

要求基準4に関し必要となる資料として、「特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き」（国土交通省観光庁。以下「手引き」という。）は、「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」の提出を求めるとともに、コミットメントレターを具体的に例示している。

長崎 I R 計画に添付されたコミットメントレター等が「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に該当しない可能性があり、その場合には、要求基準4を充足しないため、同計画が国土交通大臣によって認定される余地はない。

よって、法及び地方財政法が定める「最少経費最大効果原則」に従う限り、認定される余地がない同計画のために、その審査対応等を目的としたコンサルタント業務委託料等を支出する必要性は認められない。

よって、その支出及びその前提となる契約締結は違法かつ不当である。

(3) 講ずべき措置の内容

上記(1)①については、契約締結の防止

上記(1)②については、業務委託費支払の防止

※1 要求基準：認定を受けるために適合していなければならない基準

※2 評価基準：区域整備計画が優れたものであるかを公平かつ公正に審査するための基準

(4) 個別外部監査の求め

本件請求は、長崎 I R 計画に関するものであるところ、同計画は、本年4月20日、長崎県議会にて賛成多数により可決されている。この点、監査委員のうち、議選委員はいずれも長崎県議会にて同計画に賛成しており、第三者視点から監査を行うことは性質上困難と思われる。

また、本件請求においては、同計画添付のコミットメントレター等が「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」（手引き12頁）に該当するか否か、すなわちコミットメントレター等の「法的拘束力」の有無が主要な争点となるところ、その判断に際しては法律知識が必須である。

よって、本件請求については、弁護士による個別外部監査を求める。

3 事実証明書

- (1) 九州・長崎特定複合観光施設区域整備計画（案）（抜粋）
- (2) 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（抜粋）
- (3) 特定複合観光施設区域整備計画の認定申請手続、認定審査に関する基本的事項
- (4) 特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き（抜粋）
- (5) 買収ファイナンスの法務（第2版）（抜粋）
- (6) 長崎新聞「資金調達先不開示は「議会軽視」 I R 計画案 県議会委可決 釈明に迫られる長崎県」
- (7) 長崎新聞「“資金調達不安”も可決 長崎県議会総務委、 I R 計画案」
- (8) 長崎新聞「“速やかな情報開示を”長崎 I R、県議会可決」
- (9) 読売新聞「和歌山のカジノリゾート誘致、県議会が整備計画を4票差で否決・・・大阪・長崎が「立候補」へ」
- (10) 時事通信「 I R 誘致頓挫 県議会が否決、申請断念ー和歌山」

第2 請求の要件審査

本件請求は、要件審査の結果、法第242条に規定されている要件を具備しているものと認められることから、「請求があった日」を令和4年6月2日として受理した。

第3 個別外部監査の請求についての判断

請求人は、監査委員のうち議員選出の2名が長崎県議会において長崎 I R 計画に賛成しており、第三者視点から監査を行うことは性質上困難と思われるとし、また、同計画添付のコミットメントレター等が「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」に該当するか否か、「法的拘束力」の有無の判断に際して法律知識が必須として、弁護士による個別外部監査を求めている。

しかし、本件請求の監査の対象は、業務委託契約の締結及び公金の支出であり、その財務会計上の違法性又は不当性についての判断を行うに当たって、通常の財務事務の監査と何ら異なることはないため、個別外部監査を実施する必要があるとは認められず、また、本請求内容について直接の利害関係がある監査委員はいないことを確認したため、4人の監査委員により監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

上記「第1」2(1)の財務会計行為が、違法又は不当であるか否かについて監査を実施した。

2 監査対象機関

企画部 I R 推進課

3 監査の期間

令和4年6月10日から7月26日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述並びに I R 推進課の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

令和4年6月21日に請求人から証拠の提出があり、同月30日に請求人が陳述を行い、 I R 推進課が立ち会った。また、請求人の陳述に引き続き I R 推進課が陳述を行い、請求人が立ち会った。

(1) 新たに提出された証拠

・令和4年度当初予算（案）の概要（令和4年3月 長崎県）（抜粋）

(2) 請求人の陳述要旨

国の審査は、要求基準と評価基準の2段階審査となっている。要求基準は足切り基準であり、複数ある

要求基準を一つでも満たさない場合には、評価基準の審査に進むことができず、その時点で足切りされて、認定されないことが決まる。

コミットメントレター等に関しては、発行者が資金提供者か、契約違反に基づく損害賠償が可能な程度の内容か、引受条件が限定的かという観点から、資金調達の確実性を客観的に裏付けるものであるかどうかを監査委員に確認してほしい。

もし仮に、確実性を裏付けられないものである場合は、要求基準4を満たさないため、足切りになることが確実である。一つでも、要求基準を満たさなければ、長崎IRが選ばれる可能性はなくなってしまふ。選ばれる可能性がないところに審査対応のための予算1.1億円を投じるのは、言葉を選ばずに言えば、無駄遣いと言わざるを得ないので、その場合には、契約若しくは支出を止めることが必要になる。

(3) IR推進課の陳述要旨

国においては、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」いう。）第9条第11項の規定に基づき認定を行うに当たって、計画の公平かつ公正な審査を行い、優れた計画を認定する観点から審査委員会が設置されている。

また、公平かつ公正に審査を行う観点から、認定を受けるために適合していなければならない基準（要求基準）と、申請のあった計画が優れたものであるかを公平かつ公正に審査するための基準（評価基準）が定められており、いずれの審査に際しても、審査委員会の判断を経ることは当然である。

本年4月27日付で国土交通省観光庁が公表した『特定複合観光施設区域整備計画の申請状況』によると、本県からの計画認定申請については、令和4年4月27日に受け付けられ、その後は審査委員会における認定審査が行われている。

以上のことから、既に業務支援を受ける必要が生じており、九州・長崎IR審査及び計画・モニタリング実施支援業務委託及び九州・長崎IR実施協定締結等法務アドバイザー支援業務委託に係る契約の締結及び業務委託費の支弁については、いずれも適正・適法なものである。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及びIR推進課職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 業務委託契約の概要

A 九州・長崎IR審査及び計画・モニタリング実施支援業務委託

- a 契約日 令和4年5月2日
- b 委託期間 令和4年5月2日から令和5年3月24日まで
- c 委託先 有限責任あずさ監査法人
- d 契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- e 契約額 53,361,000円（税込）
- f 業務内容
 - ・ 区域整備計画の審査対応支援
（国からの問い合わせ対応、追加資料作成、相談事項対応等）
 - ・ 区域整備計画の認定後計画実施支援
（事業者との定期協議支援、国・関係地方公共団体との協議支援）
 - ・ モニタリング実施支援
（モニタリング実施計画の最終化、月例モニタリング会議運営支援等）
 - ・ 報告書作成業務

B 九州・長崎IR実施協定締結等法務アドバイザー支援業務委託

- a 契約日 令和4年4月13日
- b 委託期間 令和4年4月13日から令和5年3月24日まで
- c 委託先 弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所
- d 契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- e 契約額 56,650,000円（税込）
- f 業務内容
 - ・ 公募手続に関して残存する法的論点に係る支援

- ・区域整備計画認定申請に係る支援
- ・区域整備計画認定申請後の国からの審査に係る法務面での支援
- ・区域整備計画認定後の国との調整に係る法務面での支援
- ・実施協定の締結支援
- ・基本協定上生じた法的論点に係る支援
- ・事業者又は協力企業と長崎県が締結する契約に係る法務面での支援
- ・融資金融機関との直接協定に係る法務面での支援
- ・事業用地に関する法的問題に係る県に対する法務面での支援
- ・モニタリング実施に係る法務面での支援
- ・報告書作成業務

(2) 業務委託契約の締結

ア 経緯

上記(1)Aの契約は、業務を円滑に実施していくため、過去に「長崎 I R 区域整備の実施方針検討・作成等業務」、「九州・長崎 I R 設置運営事業者公募及び選定支援業務」及び「九州・長崎 I R 区域整備計画の作成及び申請支援業務」（いずれも長崎県・佐世保市 I R 推進協議会事業）を受託した K P M G F A S ・あずさ I R 推進共同企業体の構成企業であった有限責任あずさ監査法人と契約し、また、上記(1)Bの契約も同様の理由により、各業務における法務面アドバイザー業務の再委託先であった弁護士法人ペーカー&マッケンジー法律事務所と契約している。

イ 業務の必要性

計画の作成及び国への認定申請は、I R 整備法第9条に基づき、県が設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して行うこととされており、申請に伴う国の認定審査への対応業務、認定後の計画実施、モニタリングの実施、実施協定の締結等の責務は、県にある。

ウ 外部に委託することの妥当性

上記(1)A、Bの契約で委託している業務については、I R 事業に関する深い知見と豊富なコンサルティング等の経験・実績（海外での法務、会計、税制に関する専門知識を含む。）による高い専門性が求められており、長崎県職員のみでは対応が困難であることから、外部に委託する必要がある。

エ 契約手続きの適正性

契約方法については、上記アの経緯を理由に令和4年3月10日に開催された令和3年度第3回企画部随意契約適正化推進協議会において、随意契約の承認が行なわれている。

また、予定価格の設定については、人件費単価や工数に基づく積算額と、業者から徴取した参考見積額を比較したうえで、低額であった参考見積額が採用されている。

オ 契約変更への対応

上記(1)A、Bの契約においては、国による計画認定審査が長期間に亘った場合や、計画が不認定とされた場合に際し、それに対応して契約内容を変更できる条項が契約書に定められている。

カ 委託料の支払い方法

上記(1)A、Bの契約において、業務委託に係る委託料の支払い方法は完成払とされており、監査実施時点で委託料は支払われていない。

(3) 国の認定審査への対応

基本的事項の「2. 認定審査に関する事項(1)認定審査のプロセス」において、「申請のあった区域整備計画について、基本方針に定める要求基準に適合するものかどうかの確認を行う。要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。要求基準に適合する場合には、基本方針に定める評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。」と定められていることから、当初、国の審査は、要求審査と評価審査の2段階で行われるものと考えられた。

しかしながら、令和4年4月27日付で国土交通省観光庁が公表した「特定複合観光施設区域整備計画の申請状況」によると、長崎県の申請は同日付で受け付けられており、今後、同省に設置された外部有識者からなる審査委員会において、認定審査を行っていくこととされている。

さらに、同庁から長崎県に対して、随時問い合わせやヒアリングを行うこと、審査委員会へのプレゼンテーションを予定していることなどが連絡されていることから、長崎県としては、既に国の認定審査への対応が必要な状況にある。

(4) 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料

国は手引きの中で、要求基準4「IR区域の土地の使用の権原・IR施設の設置根拠についての妥当性」に係る添付書類として、「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」（コミットメントレター等）の提出を求めている。

長崎IR計画に添付されたコミットメントレター等については、長崎県・佐世保市IR推進協議会が実施した「九州・長崎IR区域整備計画の作成及び申請支援業務委託※」において、弁護士等の専門家による内容の確認が行われたうえで、「資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料」として提出された。

※九州・長崎IR区域整備計画の作成及び申請支援業務委託

- a 契約日 令和3年3月15日
- b 委託期間 令和3年3月15日～令和4年3月31日
- c 委託先 KPMG FAS・あずさIR推進共同企業体
(法務面アドバイザー業務の再委託先：弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所)
- d 業務内容（抜粋）
 - 2 区域整備計画作成における事業者との協議・調整支援
 - (1) 区域認定申請書の記載事項、及び必要添付書類等の整理、申請書類全体設計の検討
 - 3 手続き・交渉等の支援
 - (1) 国に対する認定手続きの整理、実施支援

なお、IR推進課は、コミットメントレター等が、資金提供者からIR事業者へ提出されたものであり、県に提出されたものではないことから、IR事業者及び資金提供者の了承がなければ、第三者である県だけの判断では公表できず、現時点において了承を得られていないことを理由に、監査委員に対してコミットメントレター等を提示することはできないとしている。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、次のとおり判断する。

長崎IR計画が、要求基準4を充足していないため評価基準の審査に進めず認定される余地がないので、審査対応等を目的とした業務委託契約は必要性がなく違法かつ不当であるとする請求人の主張について、IR推進課としては、上記1(3)に記載のとおり、既に国の認定審査への対応が求められており、問い合わせへの対応や追加資料の作成などが必要となることは明らかであり、そのために締結した上記1(1)A、Bの契約（本件請求対象の財務会計行為）は、上記1(2)イ～カに記載のとおり、業務の必要性、外部委託の妥当性及び契約手続き等の観点で適正と認められ、違法又は不当であるということとはできない。

3 結論

以上のことから、本件請求には理由がないため、これを棄却する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校地域交流棟ラーニングコモンズ、プレゼンテーションスペース什器備品一式

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年11月30日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123

長崎県立大学佐世保校地域交流棟1階ラーニングコモンズ、プレゼンテーションスペース

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和4年8月9日現在で有している者であること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書を添え、4の部局へ提出すること。

② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。

- ・誓約書
 - ・委任状
 - ・営業概要書
 - ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ・県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ・印鑑届（様式第2号）
 - ・口座振替申込書（様式第3号）
- ※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限
4の部局とする。
（提出期限）令和4年8月30日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
（名称）長崎県立大学佐世保校総務課建設整備グループ
（電話）0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和4年8月22日17時00分までの間（大学の休日を除く）
（場所）4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認願の提出場所及び期限
（提出場所）4の部局とする。
（提出期限）令和4年8月24日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
（場所）長崎県立大学佐世保校大学院棟2階 616教室
（期日）令和4年9月6日 13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は

契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト